

別添－ 2

農業土木工事共通仕様書

新 旧 対 照 表

平成 **17** 年 **2** 月 **14** 日設計第 **694** 号

(通知日以降に施工する工事から適用)

北海道農政部

新 旧 対 照 表

1 総 則

新 旧 対 照 表		
改 正	現 行	備 考
第 1 節 総 則 1－1－1 適 用 【省略】 1－1－13 施工体制台帳及び施工体系図 1 受注者は、工事を施工するために締結した工事 1 件の請負代金額が200万円以上になるときは、国土交通省令及び「施工体制台帳の取扱いについて」（令和5年2月24日付け建管第1504号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。 2 受注者は、第 1 項に該当しない場合であっても、施工体制の一層の適正化を図るため、下請契約を締結する全ての工事は、国土交通省令及び「施工体制台帳の取扱いについて」（令和5年2月24日付け建管第1504号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。 3 第 1 項及び第 2 項に該当する受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳の取扱いについて」（令和5年2月24日付け建管第1504号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。 4 第 1 項及び第 2 項に該当する受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。 5 受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む）及び受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。 （監理技術者補佐は、建設業法第26条第 3 項ただし書き規定する者をいう。） 6 施工体制点検・確認については、施工期間中に発注者の職員が行う。 「施工体制の点検・確認」に係る工事は、請負金額が200万円以上の工事及び200万円未満であっても下請契約を締結する工事とする。 主任（監理）技術者の専任制の点検に該当する工事は、建設業法の規定によるが、<u>「農業土木工事関係書類作成マニュアル」(https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/jcs/sekkeisekou/koujisyorugenryouka.html)</u>の「技術者の適正な配置について」を参照すること。 【省略】	第 1 節 総 則 1－1－1 適 用 【省略】 1－1－13 施工体制台帳及び施工体系図 1 受注者は、工事を施工するために締結した工事 1 件の請負代金額が200万円以上になるときは、国土交通省令及び「施工体制台帳の取扱いについて」（令和5年2月24日付け建管第1504号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。 2 受注者は、第 1 項に該当しない場合であっても、施工体制の一層の適正化を図るため、下請契約を締結する全ての工事は、国土交通省令及び「施工体制台帳の取扱いについて」（令和5年2月24日付け建管第1504号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。 3 第 1 項及び第 2 項に該当する受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳の取扱いについて」（令和5年2月24日付け建管第1504号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。 4 第 1 項及び第 2 項に該当する受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。 5 受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む）及び受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。 （監理技術者補佐は、建設業法第26条第 3 項ただし書き規定する者をいう。） 6 施工体制点検・確認については、施工期間中に発注者の職員が行う。 「施工体制の点検・確認」に係る工事は、請負金額が200万円以上の工事及び200万円未満であっても下請契約を締結する工事とする。 主任（監理）技術者の専任制の点検に該当する工事は、建設業法の規定により、<u>請負代金の額が 4,000（4,500）万円（建築一式工事にあっては 8,000（7,000）万円）以上となる場合に該当となる。</u> 【省略】	字句の改正 ”